

平成25年(ワ)第3230号 貸金等請求事件

原告 田植重男

被告 株式会社NTTフィールドテクノ

準備書面 (5)

平成26年1月7日

大阪地方裁判所 第5民事部1係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 高 坂 敬 三

同 加 古 洋 輔



1 原告第3準備書面への反論

(1) 「1 第1, 2…」に関して

原告は、マニュアル及びデータベースについて、いずれも作成済みであると主張する。しかし、本件評価当時、高岡課長は、原告が作成済みと主張するマニュアルやデータベースの存在について当該評価期間中に原告から報告を受けていないことから、その内容如何にかかわらずそもそも評価の対象となるはずがない。

また、原告は、当該評価期間の前後いずれの期も当期と変わりがなかったのにもかかわらず、当期だけが最低評価のIとされたと主張する。しかし、例えば、当該評価期間の前の期には「モニター確認装置（テレコン工事）の考案」、後の期には「故障修理データの電子化」という業務改善についての提案が行われており、前後の期には評価を異にする変化があった。しかも、これらは原告の報告に基づくものであり、原告は当然に認識している事実である。

(2) 「2 第1, 3…」に関して

被告準備書面（4）の1のとおりである。

(3) 「3 第1, 4…」に関して

被告準備書面（3）の4のとおりである。

(4) 「4 第1, 5…」に関して

原告は、「オーダーの入った日がいつか、また、それぞれの地域はどこかが不明であるので、果たして2日間で実施することができたか否かは俄には判断できない。」「同年6月27, 28日についても、両地域の具体的所在及び工事の具体的内容が不明であるので、前者同様、俄には判断できない。」と主張する。しかし、原告が主張するデータベースが存在するということであれば、それを使うことで判断が可能となるはずである。

なお、被告準備書面（3）の5のとおり判断した具体的理由は、次のとおりである。すなわち、平成23年5月26日から30日にかけての4件の工事は、2つの方面に分類できること、作業内容はそれぞれ故障（設定）NCU設定が2件、変更（移転）移転工事が1件、変更（配線撤去）配線撤去工事が1件で、それぞれ平均作業時間20分程度であることから、2日で完了可能であった。また、6月27日から28日にかけての工事についても、同一方面の工事であること、作業内容は故障（設定）NCU設定が1件、故障（現地に派遣されて初めて工事できない、或いは工事不要であることが判明したため、無効派遣となった。）が1件で、前者は平均作業時間20分程度、後者は故障に関する平均作業時間は最も時間を要するものでも30分程度の作業となることから、1日で完了可能であった。

（5）「5 第1, 7…」に関して

原告が主張する「機器（NCU）のシリアルナンバーを厳密に管理しており、在庫機器は勿論のこと、取付け機器は工事完了時に、撤去機器は適宜実施し、製造年月日によって廃棄又は再生品に仕分けして、1～2か月単位で宅配発送している。また、撤去物品については屋外線・宅内線、ネジ・くぎ等の仕分けをして整理している」という点は、確かに基本かつ重要な作業であるが、主たる業務に付随する極めて単純な軽易作業でもあり、空き時間ではなく主たる業務に付随した時間帯での実施を期待していた。原告は「原告の担当する設備工事の内容をよく知らない証左」と主張するが、議論のすり替えに過ぎない。今後は認識を改めて頂きたい。

また、原告は、「「高い業績をあげなかった」から下位10%以内の最低評価にする、との理屈はやはりどこかおかしい」と主張するが、被告はそのような主張は全くしていない。

以 上